

「地方独立行政法人神奈川県立福祉機構中期目標（素案）」に関するパブリック・コメントの結果と対応

項番	意見	意見を踏まえた対応
1	1. 科学的根拠に基づく支援について 「科学的な福祉の研究」を推進するにあたり、具体的な評価指標や活用する手法を明示していただきたい。 <u>利用者の主観的QOLと客観的健康指標の双方を測定できる仕組みの構築を要望する。</u>	中期計画の検討にあたり参考にする。
2	2. 地域生活移行後の支援について 地域生活移行を推進する際、 <u>移行後に生活が困難となった場合の再入所や危機介入の仕組み</u> をあらかじめ整備し、安心して地域移行に臨める体制を確保いただきたい。	第2の1(1)エの「(イ) 地域生活移行後のフォローアップ」に反映した。
3	3. 財務の持続可能性について 自己収入の確保に関して、科研費等の外部資金だけでなく、 <u>安定的かつ持続可能な収益モデル</u> （例：研修・研究成果の有償提供、企業との協働による新規事業）を検討・導入いただきたい。	意見の趣旨は、第4の1の「自己収入の確保」に記載しているため、中期目標による指示を通じて取り組む。
4	4. 人材の定着と育成について 現場職員の離職防止や定着に向け、研修体系の充実に加えて、労働環境や待遇改善策など具体的な施策を強化いただきたい。	第3の「1 運営体制の確保」に反映した。
5	5. 支援成果の評価について 満足度調査だけでなく、地域生活移行率、健康状態の維持・改善度、再入所率、地域交流の実績など、 <u>数値化可能なアウトカム指標</u> を設定し、目標達成度を検証できる仕組みを導入いただきたい。	中期計画や業務実績評価基準の検討にあたり参考にする。
6	6. 当事者参画の仕組みについて 第三者機関の意見聴取に加え、 <u>当事者や家族が政策決定や支援計画の策定段階から参画できる仕組み</u> を整備し、形式的ではない実質的な参画を実現していただきたい。	意見の趣旨は、第2の1(1)の「ア 共感に基づくチームでの利用者支援」に記載しているため、中期目標による指示を通じて取り組む。
7	中井やまゆり園の虐待事案に関する報告書では、「長期入所の受入停止及び短期入所の新規受入制限の検討」とともに「利用者定員と職員数の適正化」が謳われており、要は職員が不足しており、 <u>人手不足、マンパワーの不足の中で、虐待や様々なことが起きたとされた</u> と考えているが、新しい法人の中期目標では、「職員の計画的な確保」となっているのみで、職員を手厚く手配するといった文言が無い。知事は独法を新たに設立するのに、過去の虐待事案を反省して、 <u>手厚い職員配置を進めること</u> といった目標を追加すべきではないか。	意見にある報告書は、「『愛名やまゆり園虐待事案に関する第三者委員会中間報告書』による県への指摘に係る検証結果報告書」を指していると思われる。 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の場合において、意見の趣旨は、第2の1(1)アの「(イ) ウェルビーイングを高める組織体制や働き方等の導入」に記載しているため、中期目標による指示を通じて取り組む。
8	障害のある人が、 <u>地域で安心して暮らせるように就労支援や子育て支援や福祉のサービス等、横のつながりの強化。</u>	意見の趣旨は、第2の1の「(2) 地域とのつながりをつくる連携の実践」に記載しているため、中期目標による指示を通じて取り組む。
9	当事者の家族の声を定期的に聞いていく。	意見の趣旨は、第2の1(1)アの「(イ) チームによる支援」及び第5の「2 支援や運営の見える化、積極的な情報の公表及び県への報告」に記載しているため、中期目標による指示を通じて取り組む。
10	福祉職員の人材不足で、安定したサービスが受けれない現状がある。 <u>地域住民と自然に交流できる場の拠点作り。</u> など、取り組みを広めてほしい。	意見の趣旨は、第2の1の「(2) 地域とのつながりをつくる連携の実践」に記載しているため、中期目標による指示を通じて取り組む。
11	中井やまゆり園のような大きな施設の敷地の中に、就労ができる施設を設けて欲しいと思います。 就寝は別棟の建物で個別の部屋、相部屋での生活。朝、起床して身支度をして、就労施設に向かう。（ご自身でも付き添いでも）日中、各個人に合わせた作業をする。（介助あるなしはその都度判断）夕方、終了したら、生活寮に戻り、夕食、入浴などを済ませ、余暇を過ごし就寝。一連したパッケージが欲しいと思います。もちろん、外部から通って就労することも可能にします。できることなら、巡回車などで送迎できれば尚、良いと思います。 また、仕事自体は営業したり、募集をかけて依頼してもらいます。そして <u>仕事を依頼してくれた企業には、法人税などの減額をし、その減額分を従業員の給料に反映させる確約を結ぶ</u> 。また、イベントなどでは、依頼してくれた企業を大々的にアピールすること。つまり障がいの方が頑張	就労ができる施設は重要であるが、中井やまゆり園の中で一日が完結するのではなく、就労を含む日中活動の場と居住の場とを分ける職住分離を基本とする生活の構築を進めていく必要がある。 また、地域の住民、企業や障害福祉サービス事業所、行政機関等との連携という意見の趣旨は、第2の1の「(2) 地域とのつながりをつくる連携の実践」に記載しているため、中期目標による指示を通じて取り組む。

項番	意見	意見を踏まえた対応
	<p>って仕事をすると、民間企業の従業員の賃金が上がると言う仕組みを構築したいと思ってます。障がい家族ばかり優遇も良くもなく、平等ではなく、公平になる仕組みが良いと思います。そうすることによって障がい家族への不満も減り、必ず応援してくれる風潮になると信じています。障がいの方が稼いだ収入は、もちろん個人で自由に使えるようにする一方、普段の生活費の足しにもします。障害年金で貰えないと家族の持ち出しになる可能性もあります。(区分によって負担額は違うので、絶対ではない) その家族の負担軽減にも貢献します。</p> <p>このパッケージの1番大事な思考は、「人は頼られて、役にたつ事で生きがいを感じる」と言うこと。障がいの区分によって、できる事、出来ない事はあります。それをチーム（医療、看護、福祉、行政、学校、就労、家庭）として1人1人を判断し、出来る事をしてもらう。それはなかなか民間企業では不可能。<u>やまゆり園を筆頭に、グルホ、B就労施設、生活介護施設、訪問事業所、ご家庭などと連携し、障害のある方、そのご家族が安心して任せられる事業が望ましい。</u></p>	
12	<p>散々、障がいをお持ちのご家族と携わってきましたが、御両親は100%自分達が亡くなった後の事を考えてます。どこのグルホもヘルパー、職員不足で壊滅状態。施設に入所しても、ただ死なない程度に生かせてると思っています。どうしても御両親が居なくなれば、手厚い介助はなくなります。全てのご家族は、この不安があります。それを<u>独立行政法人として、ご家族が何の心配もなく安心安全に任せられる施設になることが理想か</u>と思います。<u>ショートステイやレスパイトなど、障がいの方をお持ちのご家族も何の不安、不自由なく生活出来るのが理想。「福祉」と言うと、障がい児&者本人にたいしての介助、サービスばかりが謳われます。もちろん、それも大事ですがそれ以上に<u>ご家族への支援が必要です</u>。体力的、精神的にも相当、過酷です。健常の家族からは、考えられないほどの過酷さ。みなさん、それを試練のようにして日々を過ごしています。家族に障がいの方がいるだけで、県民の1人は働き手として就労出来なくなります。利益、人件費などの観点からも民間で行うのはほぼ不可能だと感じてきました。</u></p>	<p>意見の趣旨は、第2の1(1)の「エ 暮らしの場の充実と地域生活移行」及び第2の1(2)の「地域とのつながりをつくる連携の実践」に記載しているため、中期目標による指示を通じて取り組む。</p>
13	<p>障がい児&者1人に沢山の方がかかわり、その方達が高いモチベーションで対峙しなければなりません。それに関わる方達の待遇なども、やりがいにつながる事を忘れないでください。介助者は機械ではありません。感情があります。知的、強行がある方達と接するには、それ相当の寛容力が必要です。それは賃金だったり休暇だったり、心の余裕の表れです。難しい問題ですが、寛容力は生き様で養われます。優しい両親に育てられ、他人を恨まない妬まないなどの躾が大事で幼少期からの家庭環境が大きく影響します。利己的ではなく、利他的に生きていくことが結局、自分、自分の家族を守る事、周りの人達を守ることに繋がると言う思考が大事。献血やボランティアをしてる方は、少なからず利他的に生きてています。このような方達が<u>心豊かに勤めていける施設</u>であれば、その施設にいる障がい児&者の方達が幸せでないはずがありません。双方が「生きがい」を感じれる施設になることを心から願っています。</p> <p>中井やまゆり園が全国の目標、スタートラインになってくれるよう祈っています。</p>	<p>意見の趣旨は、第2の1(1)アの「(エ) ウェルビーイングを高める組織体制や働き方等の導入」に記載しているため、中期目標による指示を通じて取り組む。</p>
14	<p>(オ)施設規模の見直し、(カ)通過施設としての役割の確立について 入所施設が通過型であることは賛成です。出来るだけ小規模であることも必要です。しかし、<u>中井やまゆり園の規模の縮小や通過型のみとして、利用が縮小されることには賛成できません。</u><u>地域移行の受け皿の整備が進んでいない現状では、今も起きている県外の遠方の入所施設の利用や、精神科病院の利用になってしまふことが明らかです。また、重度訪問介護の制度もサービス提供事業所や扱い手不足で必ずしも利用を選べる状況になってしまっています。</u>早期の「希望者実態調査」の結果を公表し、<u>地域移行のできる体制</u>を整えつつ、規模の見直しや通過型の確立を目指すことが必要です。「希望者実態調査」に関して、相談事業所の何か所かに話を伺ったところ、調査を求められないところもあります。精神科病院でやむなく過ごしている障害者は把握されないことがあるのではないかと思われます。家族介護の実態から、介護者の高齢化が急速に進む中、今纏められようとしている「希望者実態調査」が制度設計の根拠資料になるかも危惧します。</p>	<p>意見の趣旨は、第2の1(1)エの「(イ) 地域における暮らしの場の確保」に記載しているため、中期目標による指示を通じて取り組む。</p> <p>なお、県では、政令市や中核市、施設関係団体とともに、個々の希望者と施設をつなげるための協議の場を年度内に設置し、必要な方が必要な時に施設入所できるよう取り組んでいく。</p>
15	「第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に追加する。0	意見の趣旨は、第2の1(1)エの「(カ) 通過型施設としての役割の確立」に記載しているた

項番	意見	意見を踏まえた対応
	<u>入所が必要な人は受け入れる（入所、短期入所共）</u> 「介護する人がいなくなったり、虐待等での保護のための措置、他の施設での受け入れが難しく生活の場の確保が必要な人を受け入れる。」	め、中期目標による指示を通じて取り組む。
16	「エ 暮らしの場の充実と地域生活移行」に追加する。 (0) <u>中井やまゆり園付属「グループホーム」10棟の設置</u> 中井やまゆり園利用者の地域移行予備生活と意欲を持った自立的生活の実現のために、中井やまゆり園・秦野駅の近い場所に10か所のグループホームを設置し運営する。	意見の趣旨は、第2の1(1)エの「(イ) 地域における暮らしの場の確保」に記載しているため、中期目標による指示を通じて取り組む。
17	「(3)当事者の希望に寄り添う相談支援の実施」に追加する。 (0) <u>県域担当の「神奈川県発達障害支援センター（かながわエース）</u> を充実し、県域の障害者、事業所、市町村の実態調査を毎年実施し公表する。 (a) <u>県域の発達障害相談事業所を支援する役割を担い</u> 、支援困難な対象者の支援を当該事業所と連携してサポートする。 (b) <u>発達障害の幼児・学童・成人への支援・普及啓発等の活動を</u> 、関係機関と連携して、積極的に実施する。	発達障害者支援の充実・強化を図るため、県と法人が連携しながら、神奈川県発達障害支援センターの相談機能を継続していくことが重要である。 こうした考え方について、第2の1の「(3) 望みに寄り添う相談支援の実践」に反映した。
18	(オ)施設規模の見直し、(カ)通過型施設としての役割の確立 ○ 入所施設が地域に根付いて地域での暮らしを支えるために、通過型を志向していく必要があることには賛成ですし、できるだけ小規模化した方がよいことも勿論だと考えます。 ○ しかし、中井やまゆり園が対象にする知的障がい分野を見ると、 <u>神奈川県の地域サービス基盤の整備はまだまだ不十分</u> です。例えば、グループホームの数だけは一定確保されつつありますが、行動障がいの激しい方々などは利用が難しい実態が一向に改善されていません。重度訪問介護を使って地域で一人暮らしをする方もまだ限られています。そのために、実際には県外の施設やグループホームを利用せざるを得ない方々が少なくないのです。 そのような実態なのに、入所施設の定数を減らしていくことだけが先行すると、そのしづ寄せが当事者やご家族の負担になってしまいます。 <u>現在入所している利用者の地域生活移行先を確保するだけでなく、これからも入所施設を利用したい</u> という方々の受入れ定数を一定程度は確保しておく必要があると考えます。 まだ最終結果が公表されない「希望者実態調査」もふまえて、 <u>地域サービス基盤が十分に整備されるまでは、入所施設の定数を維持しておく必要がある</u> と考えます。施策の順番が違うのではないかでしょうか。 ○ 千葉県長生村で起きた事件の背景には、中井やまゆり園を含めた多くの県立施設（定員60人に再整備された芹が谷やまゆり園・津久井やまゆり園を除く）で新規入所が出来なくなっている実態があると、多くの関係者やご家族が受けとめています。このような事件を二度と繰り返さないためにも、定数を当面は維持することが必要だと考えています。	意見の趣旨は、第2の1(1)エの「(カ) 通過型施設としての役割の確立」に記載しているため、中期目標による指示を通じて取り組む。 なお、県では、政令市や中核市、施設関係団体とともに、個々の希望者と施設をつなげるための協議の場を年度内に設置し、必要な方が必要な時に施設入所できるよう取り組んでいく。
19	1. 地域生活支援拠点整備への促進について 「相談機能」「緊急時の受入・対応」「体験機会・場の提供」「専門的人材の確保・育成」「地域の体制づくり」の5本の柱を掲げている <u>地域生活支援拠点整備</u> については、 <u>地域生活を安心、安全に暮らしていく上では重要な制度</u> ですが、未整備状態のままです。特に「緊急時の受入・対応」については喫緊の課題ですが、どの地域も「緊急時受入・対応」の体制は出来おりません。掲示されました地方独立行政法人神奈川県立福祉機構中期目標（素案・以下中期計画）では、「地域」についての記載はあるものの「 <u>地域生活支援拠点整備</u> 」については一切触れられておりません。こうした課題に対して、率先して、リーダーシップをとっていくこそが、 <u>独立行政法人の役割ではないか</u> と考えます。まさに中期計画にもあります「地域つくり」なのではないでしょうか。強度行動障害の「緊急時受入・対応」については、どの地域においても喫緊の課題です。 <u>地域生活移行を推進していくとともに「緊急時の受入、対応」が出来るよう体制整備</u> することを明確に中期目標に盛り込んでください。加えて <u>国立のぞみの園</u> で実施している「 <u>有期限利用（ご本人の障害特性へのアセスメント及び、行動軽減に向けた支援の構築）</u> 」の強	意見の趣旨は、第2の1(1)エの「(カ) 通過型施設としての役割の確立」に記載しているため、中期目標による指示を通じて取り組む。

項番	意見	意見を踏まえた対応
	重度行動障害者への支援を神奈川県で実施することを盛り込んでください。	
20	<p>2. 地域生活移行の推進について</p> <p>「地域生活移行」を推し進めていくことは、とても重要なことと捉えております。また同時に地域生活移行を進めていく上で施設における支援の構築、それを担う人材はとても重要です。特に強度行動障害への支援としては、先人の方たちが築いてきた科学的に実証されてきたエビデンスに基づいた支援を実践し、支援を構築し、地域に繋げていく、いわば施設と地域の事業所を繋ぐのりしろの役割をしていくことが必要です。加えて施設内における支援構築は一人で出来ることではなく、施設内の個々の職員によるチームでの支援力が大きなカギとなるのではないでしょうか。以上から（1）エビデンスに基づいた支援が実行できる人材を育成することと、（2）チームでの支援力を外部だけでなく、内部でも築けるように支援体制の構築することを明記してください。また地域生活移行後のフォローアップとして、「短期入所も活用しながら継続的な定着支援」となっておりますが、短期入所はご家族等のレスパイトケアを目的としていることから、状況変化の際はいつでも（3）施設に戻れる体制つくりを実施し、支援を再構築できるような仕組みつくりをしてください。</p>	<p>第2の1(1)エの「(ウ) 地域生活移行の推進」及び「(エ) 地域生活移行後のフォローアップ」に反映した。</p>
21	<p>3. 科学的な福祉の研究について</p> <p>科学的根拠は大事ですが、大学等すでに研究されている分野や、すでに実証されている科学的根拠（エビデンス）のある手法（支援）が多くあります。その中で課題となるのが、<u>地域（事業所等）と大学（教育）との繋がり（連携や、情報等のアクセスなど）</u>が持てていないことや、これまで研究してきたことが地域の事業所では、実践での活用まで至っていない現状があります。<u>科学的な福祉の研究については、大学等とも連携し、地域へ拡げていく手法、手段等についての仕組みつくりを行い</u>、強いては地域の支援者の実践力に繋がり、自らが実装できるようになることで、当事者目線に立った支援を実現していくことが出来るのではないかでしょうか。</p>	<p>第2の2の「(5) 研究成果の社会への還元」に反映した。</p>